

II . だからこそ、熟議

1. 世界の潮流と日本

多くのスポーツ関係者が共有する既知。

欧米諸国、中国、韓国といった競技スポーツ大国もしくは先進国と呼ばれる国々では、スポーツ所管省庁と学校体育所管省庁とは異なる。

たとえばイギリス。スポーツは「文化・メディア・スポーツ省」、学校体育は「教育省」。同じくドイツは「内務省」と「教育・研究省」。フランスは「スポーツ省」と「国民教育・青少年・非営利団体活動省」といった具合だ。

また、スポーツ政策の根幹を成す法体系をみると、国により形式は異なるものの、行政によるスポーツ振興の責務と国民のスポーツ権が明示され、アマチュアスポーツ、プロスポーツ、障害者スポーツ、スポーツ組織、スポーツ産業、ドーピング対策、スポーツ仲裁などが包括的に規定される場合が多い。

他方、スポーツ振興法を起点とする日本のスポーツ政策はどうか。教育としての体育と文化としてのスポーツは文部科学省が所掌し、障害者スポーツは厚生労働省が所掌する。その他スポーツ（体力づくり）関連予算には、国土交通省、農林水産省などが登場する。いわずもがな、日本に「総合的なスポーツ政策」が求められていることは論を待たない。



SSF世界スポーツフォト
コンテスト入選・入賞作

2. 地方からのスポーツ・イノベーション

遅々として進まない地域主権改革であるが、地方自治体の動きは国よりも早い。東京都は「スポーツ振興局」を2010年に設置し、障害者スポーツ、スポーツ施設など異なる職務分掌を一元化し、総合的なスポーツ振興を図ろうとしている。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が2007年に改正され、従来教育委員会が所掌していたスポーツ振興を首長部局に移管する地方自治体が

増えている。すでに11の都道府県、15の政令指定都市において、スポーツ担当は教育委員会から首長部局に移管された。

地方発のスポーツ・イノベーション。近い将来、東京都に追随する「総合的なスポーツ振興」部局が全国に数多く誕生することを期待したい。

3. 内閣直轄の「総合的なスポーツ政策諮問会議」による熟議

スポーツ振興基本計画の検証をこれからすべき2010年8月、次の一手となる「スポーツ立国戦略」が文部科学省から発表された。

スポーツ振興法制定から50年が経過し、スポーツ振興基本計画の10ヵ年が締め括られようとしている中、過去の経験と未来への展望がバランスよく反映されている。しかしながらである。中央省庁の職務分掌として仕方がないが、文部科学省の所掌延長線上で作成された戦略であるため、厚生労働省所掌の障害者スポーツや健康・体力づくり、国土交通省の予算に頼る施設整備などについては「具体的な施策」として言及されていない。

前述のとおり、東京都をはじめ地方自治体からのスポーツ・イノベーションを考えると、同戦略はマイナーチェンジの域を越えないのではないか。今、中央政府に求められるのは、100年先を見据えたスポーツ政策のフルモデルチェンジである。

ところで、山積する政策課題の中でスポーツ政策の優先順位はどう捉えられているだろうか。恐らく高順位には位置づけられていない。なぜなら、長期的な展望に立脚すべき政策であり、すぐに成果を求められないからだ。

だからこそ、既存の延長線上でなく国家戦略として、ゼロベースですべての当事者がテーブルに着き、まさに政治主導による客観的・建設的な議論を深めるべきであろう。

スポーツ関連予算を所掌する省庁、アマチュアスポーツ、プロスポーツ、障害者スポーツ、スポーツ産業（組織）など、全方位のスポーツ組織および関係者が省益や個々の利益を越えた環境の中で、多面的かつ多元的な議論を重ね、現実と将来展望をふまえた、理想的かつ実現可能な政策を作り上げるのだ。

そのためには、内閣総理大臣の諮問機関として内閣府設置法に基づき「総合的なスポーツ政策諮問会議」を位置づけるべきであろう。

そして、「better」ではなく「best」な姿でスポーツ担当省を設置し、遠謀深慮による「総合的なスポーツ政策」を将来にわたり推進すべきなのだ。